

確定拠出年金制度等の見直し対応

<改正のポイント>

1. 趣旨・背景

働き方やライフコースが多様化する中で、税制が老後の生活や資産形成を左右しない仕組みとし、豊かな老後生活に向けての安定的な資産形成の助けとなるようにする。

2. 内容

税制上は改正なし。

3. 適用時期

確定拠出年金法等の改正後も、税制上の措置を引続き同様に適用する。

4. 影響

現在の生活資金と老後の生活資金とのバランスを考慮して、年金制度を活用し、年金等の拠出額を決定する必要がある

5. 対応策

今後の年金制度改革の動向を見守る必要がある。

1. 改正の趣旨・背景

働き方やライフコースが多様化する中で、税制が老後の生活や資産形成を左右しない仕組みとしていくことが、豊かな老後生活に向けた安定的な資産形成の助けとなると考えられるため、確定拠出年金法等について、下記の見直しが行われた後も税制上の措置を引続き同様に適用する。

- ・ 勤務先の企業年金の有無、企業年金の形態の違いにかかわらず、継続的に、かつ、平等に資産形成ができる環境の整備を進める必要がある。そのため、iDeCoの拠出限度額について、「穴埋め式」(企業年金の種類や有無にかかわらず、全体として同じ拠出限度額の範囲内で柔軟にiDeCoの利用を可能にする方式)による引上げを行う。改正後は、企業年金で拠出限度額に達していない場合、不足分をiDeCoで補完することが可能になる。
- ・ 公的年金を補完し、老後に向けた資産形成を支援するという私的年金の役割を踏まえ、賃金上昇の状況を勘案して、確定拠出年金の拠出限度額について、7千円の引上げを行う。
- ・ 公的年金による保障が相対的に限定されている個人事業主のiDeCo等の拠出限度額についても7千円の引上げを行う。

2. 改正の内容

(1) 改正の内容

確定拠出年金法等の改正を前提に、確定拠出年金制度等について下記の見直しが行われた後も、税制上の措置を引続き同様に適用する。

<確定拠出年金法等の改正>

① 企業型確定拠出年金(DC)制度におけるマッチング拠出

企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができないとする要件を廃止する。

2. 改正の内容

- ② 企業型確定拠出年金(DC)の拠出限度額を下記とする。
 - イ 確定給付企業年金(DB)制度に加入していない者
 - … 月額6.2万円(改正前:月額5.5万円)
 - ロ 確定給付企業年金(DB)制度の加入者
 - … 月額6.2万円(改正前:月額5.5万円)から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額

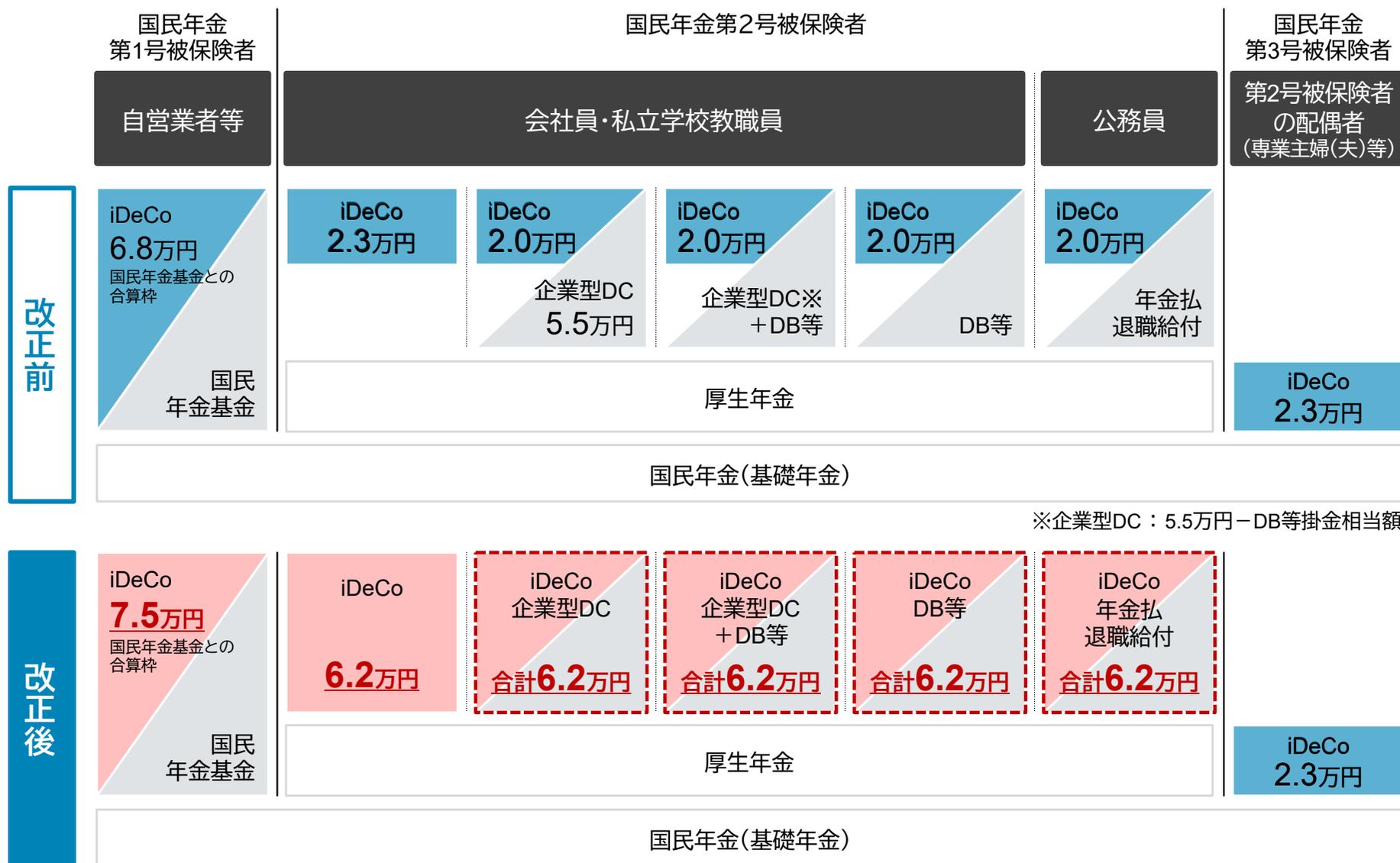
- ③ 60歳以上70歳未満で現行の個人型確定拠出年金(iDeCo)に加入できない者のうち、iDeCoの加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産をiDeCoに移換できる者で、老齢基礎年金及びiDeCoの老齢給付金を受給していない者の取扱いを下記とする。
 - … 新たにiDeCoの対象とする
 - … 拠出限度額を月額6.2万円とする

- ④ iDeCoの拠出限度額を下記とする。
 - イ 国民年金第1号被保険者
 - … 月額7.5万円(改正前:月額6.8万円)
 - ロ 企業年金加入者
 - … 月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額(改正前:月額2.0万円)
 - ハ 企業年金未加入者(国民年金第1号被保険者及び国民年金第3号被保険者を除く)
 - … 月額6.2万円(改正前:月額2.3万円)

- ⑤ 国民年金基金の掛金額の上限を下記とする。
 - … 月額7.5万円(改正前:月額6.8万円)

2. 改正の内容

(2) 確定拠出年金 掛金拠出限度額(月額)イメージ



2. 改正の内容

(3) 参考 各年金制度の内容

・企業型DC

企業が毎月掛金を拠出して、従業員が運用商品を選択するタイプの確定拠出年金。
企業によっては、従業員が掛金を上乗せ(マッチング拠出)することができる。
年金の給付額は決まっておらず、運用商品の成績に応じて年金額が決まる。

・iDeCo

個人が任意で加入するタイプの確定拠出年金(一定の中小事業主が掛金を上乗せすることもできる)。
企業型DCに加入している人も、一定の要件を満たしていれば加入することができる。
年金の給付額は決まっておらず、運用商品の成績に応じて年金額が決まる。

・確定給付企業年金(DB)

企業の退職金制度の1つで、年金の給付額が確定している。
運用成績が悪いときは不足額を企業が負担することになるため、確定拠出年金への移行が進んでいる。

・国民年金基金

国民年金第1号被保険者(自営業者等)が、強制加入の国民年金(老齢基礎年金)に上乗せして任意に加入する公的な年金制度。

2. 改正の内容

(4) 参考 各年金制度についての税制上の取扱い

年金制度	掛金の支払		運用中の運用益	一時金の受取	年金の受取
	加入者	事業主	加入者	加入者	
企業型DC (確定拠出)	全額所得控除 (小規模企業共済等掛金控除) ※マッチング拠出の場合	全額 損金算入	非課税	退職所得 (退職所得 控除)	雑所得 (公的年金 控除)
iDeCo (確定拠出)	全額所得控除 (小規模企業共済等掛金控除)				
DB (確定給付)	所得控除 控除限度有 (生命保険料控除:個人年金)				
国民年金基金 (確定給付)	全額所得控除 (社会保険料控除)				

3. 適用時期

税制上は、改正なし。

4. 実務のポイント

豊かな老後生活に向け、現在の生活資金と老後の生活資金とのバランスを考えて、年金制度を活用し、掛金拠出額を決定する必要がある。

今後の年金制度改革の動向を確認する。